

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

## 規 則

○産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(循環型社会推進課)

一

## 告 示

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立

(水産業振興課)

一

○道路の区域変更

(道路課)

一

○道路の供用開始

(同)

二

## 公 告

○人事行政の運営等の状況の公表

(人事課)

二

## 正 誤

○宮城県公報第九三号(令和二年四月七日付け)中

二

## 規 則

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十六号

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則(平成十八年宮城県規則第三十七号)の一部を

次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)

第十条の四第三項(省令第十条の九第三項、第十条の十六第二項

及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。)の規定により省令第十条の四第三項に規定する書類の添付を要しないものとされた者」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。)

第六条の十一第二号若しくは第六条の十四第二号に掲げる者」に改める。  
第八条第三項第一号中「省令」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第七百七十六号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、亘理町加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和二年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年九月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道  
二 路 線 名 奥松島松島公園線  
三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)		備考
前	A	後	A	六・九	二、三三・九	上記A、B及びCは、関係図面に表示		
	B			B	八・五			

東松島市宮戸字松ヶ島無番地先から 同市野蒜字南余景七四番地先まで		
後	A	する敷地の区 分をいう。
C	B	
九・六 二六・八	八・五 一二・五	一四・七 三二・九
一〇二・八	五六九・五	二、二三二・九

○宮城県告示第七七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年九月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	奥松島松島公園線	東松島市宮戸字松ヶ島無番地先から 同市野蒜字南余景七四番地先まで	令和二年 九月三十日 午後三時

### 公 告

○宮城県の任用、給与、勤務条件等の人事行政運営の全般を明らかにし、人事行政における公正性及び透明性を確保するため、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年宮城県条例第二十号）第四条の規定に基づき、宮城県の令和元年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況について別冊のとおり公表する。

令和二年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 正 誤

○宮城県公報第九三三号（令和二年四月七日付け）中

ページ	段 行	正 誤
三	上	「(第5条関係)」を「(第6条関係)」
		「(授第5条関係)」を「(授第6条関係)」